

令和 6 年度決算に基づく財政健全化法に係る財政健全化判断比率 及び公営企業の資金不足比率の公表について

財務部財政課

住民の暮らしを担う地方公共団体は今、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。しかし、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成 21 年 4 月に全面施行されました。

この法律に基づき、財政健全化判断比率（4 つの財政指標）及び公営企業の資金不足比率を算定し、市監査委員の審査を受けた後、議会に報告したので、次のとおり公表いたします。

なお、指標等が国の基準を上回ると財政運営状況が危険な状態と判断され、財政健全化計画を策定し市財政の建て直しを行うこととなりますが、本市においてはいずれの指標についても国が定めた基準値以内となっております。

しかし、本指標等が国の定めた基準値を下回っているといっても、本指標等の算定においては、少子高齢化社会の進行により増大する社会保障費をはじめ、老朽化した公共施設の長寿命化、また駅前新庁舎及び吾妻公園文化芸術施設整備などの新たな普通建設事業費が含まれていないことを考慮すると、財政的に決してゆとりがあるわけではありませので、今後も持続可能な財政構造を目指し、健全な財政運営を行ってまいります。

1 市監査委員の審査及び市議会への報告

(1) 市監査委員の審査

令和 7 年 8 月 22 日付けで「適正である」旨、意見書をいただいております。

(2) 市議会への報告

令和 7 年 8 月 29 日開催の 9 月定例会本会議において報告しております。

2 財政健全化判断比率（4つの財政指標）の説明

(1) 実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すもの。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計のほか公営企業会計を含む全ての会計の赤字や黒字を合算し地方公共団体としての赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すもの。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。

3 財政健全化判断比率（4つの財政指標）の算定結果

（単位：％）

健全化判断比率	国の定めた基準 （２段階で危険度を定める）		本市の算定結果
	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	11.83	20.00	— (赤字はない)
連結実質赤字比率	16.83	30.00	— (赤字はない)
実質公債費比率	25.0	35.0	3.9
将来負担比率	350.0	—	—

4 前年度（令和５年度決算）との比較及び理由

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

前年度同様、赤字はありません。

(2) 実質公債費比率

本指標は、当該年度を含めて過去３か年（令和４～６年度）の平均で算

定しますが、元利償還金の額と公債費に準ずる債務負担行為に係るものが前年度と比較して減少したことで0.5ポイント減少しています。

(3) 将来負担比率

前年度と同様、比率は算定されませんでした。

5 公営企業の資金不足比率の説明

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの。

6 公営企業の資金不足比率の算定結果

(単位: %)

公営企業会計の名称	経営健全化基準 (国の定めた基準)	本市の算定結果
下水道事業会計	20.0	－ (資金不足額はない)
公設地方卸売市場特別会計	20.0	－ (資金不足額はない)

※下水道事業会計、公設地方卸売市場特別会計の2会計において資金不足比率がないのは、一般会計からの繰入で対応しているため。